

婚姻届

令和 年 月 日 届出

長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1)	夫になる人		妻になる人		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
(2)	住所 <small>(住民登録をしているところ)</small> (よみかた)				
	世帯主の氏名		世帯主の氏名		
(3)	本 籍		本 籍		
	番地番		番地番		
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名		
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 母	続き柄男	妻の父 母	続き柄女
	右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	養父 養母	続き柄子 養	養父 養母	続き柄女 養
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍 (左の☑の氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			
(5)	同居を始めたとき	年 月	<input type="checkbox"/> 結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください		
(6)	初婚・再婚の別	夫 <input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (年 月 日)	妻 <input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	夫 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業		
	その他	未挙式・未同居			
	届出人署名 (押印は任意)	夫 印	妻 印		

令和 年 月 日 午前 時 分受領 午後	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
夫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
使 者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
送付	令和 年 月 日

確認	通知

事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 ()
	妻 年 月 日	自宅・勤務先[]・携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 この届は、日曜日や祝日でも出すことができます。(この場合、宿直等で取り扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証 人		
署 名 (押印は任意)	印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍	番地番	番地番

- (3)欄「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 (4)欄 には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。
 外国人と婚姻する人がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。
 (6)欄 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
 (7)欄 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

※ 署名は必ず本人が自署してください。



KISARAZU CITY